

吉見町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年7月
吉見町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、教職員が心身ともに健康で、児童生徒に向き合う時間を十分に確保できる環境整備は喫緊の課題である。

2025 年 6 月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号、以下「特別措置法」という。)の改正により、教育職員の業務量管理と健康及び福祉を確保する措置の実施計画の策定・公表が義務化された。また、埼玉県教育委員会は、令和 8 年 4 月に「学校における働き方改革基本方針」を更新し、県全体での働き方改革の推進を図っている。

吉見町教育委員会では、国及び県の方針を踏まえ、町の規模や地域特性に応じた「吉見町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下、「本計画」という)を策定し、教職員の多忙化解消と学校教育の質の向上を図る。

(2) 吉見町の現状

吉見町では、令和 3 年 4 月に所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校における働き方改革基本方針」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、吉見町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 7 年度は以下のとおりとなった。

【令和 7 年度の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	27. 2%	1. 6%
中学校	17. 5%	0. 0%

依然として一定割合の教職員が長時間勤務となっており、授業準備・校務分掌・会議・調査対応・部活動など、多岐にわたる業務が負担増の要因となっている。

特に吉見町では、小規模校であるがゆえに一人当たりの校務負担が相対的に大きくなりやすいという構造的課題がある。このため、業務内容の精査・効率化に加え、町全体での人的支援の拡充や地域資源の活用が不可欠である。

こうしたことを踏まえ、特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を、100%にする。
- ・1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を、30時間程度にする。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・年間15日以上の子次有給休暇取得者の割合を、40%以上に維持する。(令和7年度:42.1%)
- ・今後高ストレス者へのフォロー体制を強化するため、教職員のストレスを確認する体制を整備する。
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年9月～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

吉見町では、町の規模や財政・人員体制を踏まえ、次の3つの視点を重点事項として、段階的に取り組む。

(1) 業務の精査と段階的な負担軽減の推進

「業務の3分類」を踏まえ、学校が担うべき業務を明確化するとともに、外部委託や人的支援の拡充については、財政状況や人材確保の可能性を踏まえ、段階的に実施する。また、ICT活用や事務の標準化により、教職員の負担軽減を図る。

①学校以外が担うべき業務

◆通学路の見守り活動

- ・保護者・地域協力者の増員を図り、町の安全担当課とも連携して体制を強化する。

◆学校徴収金の徴収・管理

- ・自動振替の活用をさらに推進し、学校事務の負担軽減を図るとともに、学校給食費の公会計化を実現する。

◆過剰な苦情や不当な要求への対応

- ・行政機関が主体となり、弁護士等専門家を活用できる体制を整備する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計回答の効率化

- ・校務支援システムや保護者連絡システム等を活用し、調査の回答に係る事務の負担を軽減する。

◆ICT 機器の保守・管理

- ・外部委託を可能な範囲で拡大し、教職員の負担を軽減する。

◆施設管理(運動場や体育館等)

- ・外部委託を推進し、地域開放に関する事務は行政担当課が担う。

◆部活動

- ・令和9年度中に、休日の部活動の地域展開を目指し、段階的に進める。また、平日は、活動時間の適正化を図る。

③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・スクール・サポート・スタッフの配置を可能な範囲で拡充し、採点・入力作業を補助する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等との連携を強化し、学校だけに負担が集中しない体制を構築する。

(2) 町全体で支える学校運営体制の構築

町内の学校数が、どれも小規模校であるという特性を活かし、教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進する。

学校間の連携や情報共有を進めるとともに、保護者・地域との協働体制を整備し、学校が教育活動に専念できる環境を整える。

①働きやすい職場環境の整備

- ・週休日の振替変更簿、勤務時間の割振り変更簿の適切な運用を徹底する。
- ・年次休暇や特別休暇の計画的取得を促進する。
- ・産前産後休暇や育児休業の取得を支援し、代替教員の確保に努める。

②教員としての充実感の向上

- ・児童生徒と向き合う時間を確保するため、業務の効率化を推進する。
- ・教職員のウェルビーイング向上を意識した職場づくりを進める。

③柔軟な働き方の推進

- ・休暇や育児・介護支援制度の周知を徹底し、取得しやすい環境を整える。
- ・フレックスタイム制の周知をし、学校の実情に応じた運用例を共有する。

④教職員の健康管理

- ・出退勤管理システムにより在校時間を客観的に把握する。
- ・月45時間超の教職員には、校長が健康状態を確認し、改善策を講じる。

⑤メンタルヘルスのための職場改善

- ・労働安全衛生管理体制を整備する。
- ・ハラスメント防止のための研修・相談体制を強化する。

(3) 保護者や地域の理解と連携の促進

学校が教育活動に専念できる環境を整えるため、働き方改革について町全体での理解促進と連携体制の構築を図る。

①働き方改革への理解促進

- ・電話対応時間の設定など、学校の取組を保護者・地域に丁寧に説明する。

②学校閉庁日の設定

- ・夏期休業中に学校閉庁日を設定し、趣旨を周知する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 各学校の在校等時間を定期的に把握し、教育委員会で報告・検証する。
- 医療・福祉分野の人材確保について、関係部局と連携して取り組む。
- 出退勤管理システムを活用し、目標達成状況を継続的に確認する。
- 教職員の勤務実態に課題が見られる学校には、教育委員会が学校の管理職に速やかに聞き取りや指導を行い、勤務実態の改善を促す。
- 管理職対象の研修を充実させ、学校マネジメント力の向上を図る。
- 保護者、地域住民への説明を強化し、協力体制を構築する。